

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
令和 7年12月17日	
茨城県知事 大井川 和彦 殿	
申請者	
郵便番号 210-0847	
住 所 神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目16番7号	
氏 名 三立処理工業株式会社	
代表取締役 青木 卓	
電話番号 044-355-2861 F A X 044-366-0481	
e-mail yukitoshi.komatsu@sanritsu-jp.com	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	別紙添付
事務所及び 事業場(駐車場)の所在地	事務所 神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目16番7号 電話番号 044-355-2861
	事業場 神奈川県川崎市川崎区夜光三丁目3番5 (駐車場) 電話番号 044-280-0520
事業の用に供する施設の種類及び 数量	別紙添付
積替え又は保管を行う場合には、 積替え又は保管を行うすべての場 所の所在地及び面積並びに当該場 所ごとにそれぞれ積替え又は保管 を行う産業廃棄物の種類(当該産 業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が 含まれる場合は、その旨を含む。)、 積替えのための保管上限及び積み 上げることができる高さ	更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。 なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処 分がなされるまでは、 ^{該当なし} 現在の許可は引き続き有効です。 (根拠条文：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条 第3項、第14条第8項、第14条の4第3項、第14条 の4第8項)
※ 事 務 処 理 欄	

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課
(日本工業規格 A列4番)

許可番号 00801000605

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目16番7号

氏 名 三立処理工業 株式会社

代表取締役 青木 卓

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

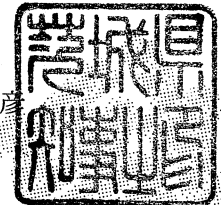
茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日

平成31年 4 月 25 日

許可の有効年月日

令和 8 年 1 月 29 日



1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）
積替え保管を除く：燃え殻(*8)、汚泥(*6)(*8)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*8)、廃アルカリ(*5)(*8)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、鋳さい(*8)、がれき類(*4)、ばいじん（高温熔融処理法により無害化できるものに限り、水銀含有ばいじん等を含む。） 以上16種類

（※）記載品目については、(*1) 自動車等破碎物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*8) 水銀含有ばいじん等を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成 4 年 1 月 30 日	新規許可	平成 20 年 4 月 22 日	変更届（代表者の変更）
平成 9 年 1 月 30 日	更新許可	平成 24 年 3 月 6 日	更新許可（優良認定）
平成 14 年 1 月 30 日	更新許可	平成 31 年 4 月 25 日	更新許可（優良認定）
平成 18 年 11 月 15 日	変更許可（品目の追加）	令和 6 年 3 月 11 日	変更届（代表者の変更）
平成 19 年 1 月 30 日	更新許可		以下 余 白

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。